

## 遺留分の算定——特別受益が金銭の場合「贈与金銭評価換え事件」

【設例】 被相続人Aには長女Xと次女Yがいるが、羽振りの良い暮らしをしていた昭和一〇年に、AはXの婚姻に際し現金四万円を贈与した。四〇年後の昭和五〇年に、Aは、Aと同居しAの世話をしてきた未婚のYの老後のため、唯一の財産であるAの居住土地家屋（時価三〇〇万円）をYに相続させる旨の遺言を残して死亡した。Xは、遺留分を侵害されていると主張する。この主張は妥当か。なお貨幣価値は二五〇倍に増加しているものとする。

【設例の狙い】 共同相続人中に、被相続人から、婚姻や養子縁組に際して、あるいは生計の資本として金銭の贈与を受けた者（特別受益者）がある場合は、これらの特別受益財産（民九〇三条）にあたる贈与額を、遺留分算定の基礎となる遺産総額に計算上算入し、相続人各自の遺留分額を算出しなければならない（民二〇二九条・一〇四四条）。もしも、他の共同相続人の遺留分を侵害していれば、特別受益者は減殺請求を受けることになる。そこで問題は、金銭そのものの贈与の場合に、物価変動を考慮して換算を行うべきか否かであ

る。「円は円に等しい」として換算しないのであれば、金銭受贈者にとつて有利となるが、他の相続人には不公平感を抱かせるであろう。換算するとすれば、いかなる換算率によるのか。さらには受贈金銭を消費することなくタンスに貯蔵していた場合の扱いなど、検討しなければならぬ課題が出てくる。

【学説と判例】 かつての学説は、例えば「昭和一〇年ころの一万円と、昭和三〇年ころの一万円とを比較し、一万円は一万円だと算定すれば、甚だ実情に添わない不均衡の感を与えらる。しかしそれは金銭の通性であつ

て、やむをえないことというの他はない」という見解（中川善之助）に代表されるように、換算を否定する説が通説であった。しかし、ここで問題となっているのは、貨幣を媒介とする取引ではなく共同相続人の間の計数上の平等であることから、物価の変動を織り込んだ換算をしても取引の安全を害することにはならないであろうし、また支払手段としての貨幣の性質や機能を損なうことにもならないとの意見（須永醇・判百家族(5)二四一頁）にみられ、判例129のように換算を肯定するのが、今日の多数説である。

## 判例129 遺留分減殺請求事件

【事実の概要】被相続人Aは、妻B、次男X（原告・控訴人・上诉人）、長男亡Cの子Y（被告・被控訴人・被被告人）とCの養子Dを残して昭和33年に死亡した。Aは、昭和28年に、所有する不動産の一部をDに贈与し、また昭和31年にも、別の不動産をYに贈与し、いずれも所有権移転登記を経ていた。そこで、Xは、Yに対し減殺の意思表示をし、当該不動産についてXへの所有権移転登記手続および引渡しを求めて訴えを提起した。これに対しYは、Xが大正12年から約3か年間に現金4,525円の贈与を受けていたから遺留分は侵害されていないと主張した。1審は、Xが受贈した現金を、贈与時と相続開始時の貨幣価値の変動を考慮して換算評価（物価指数の比率を1対250とみる）し、またYが受贈した不動産を時価評価し、結局、Xの遺留分は侵害されていないと判示した。原審も、贈与された金銭が費消されることなく、金銭またはこれと同視しうべき有価証券として貯蓄されていた等特段の事情の認められないかぎりという条件を付けて、1審の判断を支持した。Xから本件上告。

【争点】特別受益に該当する贈与財産が現金の場合、この価額を遺留分算定の基礎となる財産の価額に加えるにあたって、贈与時以降の貨幣価値の変動を考慮し贈与額を換算（評価換え）しなければならぬか。

【判旨】上告棄却。「被相続人が相続人に対しその生計の資本として贈与した財産の価額をいわゆる特別受益として遺留分算定の基礎となる財産に加える場合に、右贈与財産が金銭であるときは、その贈与の時の金額を相続開始の時の貨幣価値に換算した価額をもって評価すべきものと解するのが、相当である。ただし、このように解しなければ、遺留分の算定にあたり、相続分の前提としての意義を有する特別受益の価額を相続財産に加算することにより、共同相続人相互の衡平を維持することを目的とする特別受益持戻の制度の趣旨を没却することとなるばかりでなく、かつ、右のように解しても、取引における一般的な支払手段としての金銭の性質、機能を損う結果をもたらすものではないからである」。

〔最判昭51・3・18民集30巻2号111頁〕

### 【解説】

判例129で示されたように、最高裁は、遺留分算定の基礎財産に算入すべき贈与金銭の換算を肯定したが、それではどのような換算基準により、また何時の時点で評価をすべきかが問題となる。換算基準とし

ては、貨幣価値や卸売物価の変動などが考えられ、評価時には、贈与時、相続開始時、遺産分割時などがある。判例129は貨幣価値の変動を基準とし、相続開始時によっている。共同相続人だけでなく、第三者も遺留分の減

殺を受けうることを考慮すれば、減殺の有無や範囲は、相続開始時において確定されていることが望ましい。その意味では、相続開始時が妥当であろう。なお、被相続人が持戻し義務を免除したとしても、それは相続

分に関するだけで遺留分には関係がない。

### 【関連判例】 金銭債権一般

については換算評価を認めることには、経済全体に及ぼす影響を考慮して慎重な取扱いが要請されるとした、最判昭三六・六・二〇民集五巻六号二六〇三頁。

### 【参考文献】 泉久雄・判評

二二二二号三七頁、太田武男・民商七五巻六号二二四頁、島田禮介・曹時二九巻二二二号一八八二頁、田中恒朗・判タ三三七号七四頁、能見善久・法協九四巻九号一四一五頁。〔千藤洋三〕

遺留分算定の基礎となる財産額「遺留分侵害額算定事件」

○民事訴訟手続○遺留分算定の基礎財産○遺留分侵害額算定事件  
○相続債務○遺留分権利者

【設例】 Aは、全財産を先妻との間の子Yに包括遺贈して死亡した。遺産には本件不動産のほかに銀行の借入債務があったらしく、Yは、不動産の一部を売却し債務を弁済したという。遺留分減殺により不動産の四分の一の持分を取得したとの妻Xの訴えに対して、Yは、債務の弁済を遺留分額算定に際し斟酌すべきだと主張した。しかし、Xは、Yの求償権と持分権侵害によるXの損害賠償請求権とを相殺したと主張する。いずれが正当か。

【設例の狙い】

遺留分権利者も相続

人であるから、当然に相続債務を負

行つた贈与」、民法一〇四四条による

担しなければならぬ。そうすると、

民法九〇三条準用の「特別受益財産に該当する贈与」、民法一〇三九条の

留分額ならびに遺留分侵害額を算定しており、そのためにも、相続債務の有無、範囲、価額などを確定しなければ、遺留分額などを算定するこ

遺留分権利者の負担する相続債務は、

「不相当対価をもってした有償行為」が該当)、③そこから債務の全額を控除した残額をいう(民法一〇二九

とはできない。ところが、相続債務の存在を無視しても、遺留分額等を

が、問題となる。民法は、兄弟姉妹

条一項)。このように、遺留分算定の基礎財産は、もともと相続債務が控

確定できるとの考え方が出てきた。この問題に関する判例は、これまで

以外の相続人(遺留分権利者)の遺留分割合を定めている(民一〇二八

除されている。ところが、相続債務を控除要因として扱うことなく、遺

見あたらず、判例130がはじめて遺留分額・遺留分侵害額の算定方法を示

条)。そこでの「被相続人の財産」と

留分額を算定する考え方がみられた。設例は、その点の肯否を問うている。

したもので、学説が以前から展開してきた方法を肯定したものである。

は、①相続開始時に被相続人が有した財産の価額に、②贈与の価額を加

え(贈与には、民法一〇三〇条の「相続開始前一年間の贈与」、同条の

分権利者Xの負担する相続債務が受遺者Yの弁済により無くなったこと

「遺留分権利者を害することを知ら

留分算定の基礎となる財産」に民法一〇二八条の遺留分割合を乗じて遺

【学説と判例】 学説は一般に、「遺留分算定の基礎となる財産」に民法

【解説】

判例130の一・二審は、遺留

分権利者Xの負担する相続債務が受

遺者Yの弁済により無くなったこと

## 判例130 持分権確認等請求事件

【事実の概要】Aは、先妻との子Yに全財産を包括遺贈し、Yの夫でAの養子B、現妻X<sub>1</sub>、現妻との子X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>の5名を残し死亡。遺産は、本件不動産以外に土地と預金債権等があり、また銀行からの借入債務の存在が主張されている。YがXらの減殺請求後、土地を第三者に売却し所有権移転登記手続を経由したため、Xらは、持分権確認と持分権移転登記手続請求訴訟を提起した。Yは、相続債務を弁済しXらに求償権を有するので、遺留分算定時に斟酌すべきと主張。Xらは、Yの土地売却はXらの持分を喪失させたから損害賠償債権を有し、これと求償権とを相殺するので、減殺請求により取得した持分割合を算定するに際して債務の存在を無視してよいなどと主張した。1・2審とも、債務の存在を無視しても遺留分を確定できるとし、Xらを勝訴させた。Yが上告。

【争点】相続債務があった場合の遺留分額および遺留分侵害額は、どのようにして算定されるか。

【判旨】破棄差戻し。「被相続人が相続開始の時に債務を有していた場合の遺留分の額は、民法1029条、1030条、1044条に従って、被相続人が相続開始の時に有していた財産全体の価額にその贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産額を確定し、それに同法1028条所定の遺留分の割合を乗じ、複数の遺留分権利者がいる場合は更に遺留分権利者それぞれの法定相続分の割合を乗じ、遺留分権利者がいわゆる特別受益財産を得ているときはその価額を控除して算定すべきものであり、遺留分の侵害額は、このようにして算定した遺留分の額から、遺留分権利者が相続によって得た財産がある場合はその額を控除し、同人が負担すべき相続債務がある場合はその額を加算して算定するものである」。

〔最判平8・11・26民集50巻10号2747頁〕

を前提として、持分権侵害によるXの損害賠償請求権と相続債務の弁済によるYの求償権とがXの相殺の意思表示（民五〇五条）により消滅したとして、Y主張の相続債務の有無や価額等が明らかにされることなく、本件不動産上に、Xの遺留分割合の

持分を認めた。しかし、相続債務は、遺留分算定の基礎財産を算出する際に控除されるという手順が必要であり、その時点では相続債務の存在等が明確にされていなければならぬ。そして、算出された基礎財産額に遺留分の割合を乗じ、これから特別受

益額を差し引いた額が遺留分額である。この遺留分額から、遺留分権利者が相続により得た財産額を控除し、彼の負担する相続債務額を加算することにより、遺留分侵害額が算定される。二審と最高裁とは、遺留分侵害額が異なってくるし、また最高裁の方法では、相続財産が少ないか、あるいは債務超過の場合にも、減殺請求が問題となりうることを示唆する（加藤水・後掲）。

【関連判例】 減殺請求権行使により遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないと判示した、最判平八・二六民集五〇巻一・一三三頁（本書135事件）。

【参考文献】 泉久雄・リマークス・

六号八九頁、高田充子・判タ九七八号一四四頁、加藤永一・法教二〇一・号一・一六頁、鈴木祿彌『相続法講義』改訂版一五八頁以下、佐藤義彦・判タ九九九号八〇頁。〔千藤洋三〕

## 遺留分減殺請求権の性質

【設例】 次男Yは、平成八年二月に死亡した母Aから包括遺贈を受けていたため、A名義不動産の所有権移転登記をした。長男Xは、翌年一月に減殺請求の意思表示をし四分の一の持分権移転登記を求めて、同年二月に訴えを提起した。Yは、Xが裁判外での減殺請求の意思表示後六か月以内に裁判上の請求をしていないから請求権は時効消滅したと争った。Yの主張は妥当か。

【設例の狙い】 遺留分権利者およびその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈および民法一〇三〇条に掲げる贈与の減殺を請求することができる（民一〇三一条）。ところで、ここでいう「減殺を請求することができ」とは、誰に対して何時までに意思表示をすればよいのか、また裁判上の請求をする必要があるのか、さらには意思表示がなされた以上、法律上当然に減殺の効力が生ずるのか、など減殺請求権の法的性質がどのようなものにかかわってくる。とりわけ遺留分減殺請求権は、権利者の一方的な意思表示

で法律関係の変動を生じさせる形成権であるか、あるいは作為または不作為という他人の行為を求める請求権であるかが問題となる。設例では、減殺請求権が、その意思表示の時期により民法一〇四二条所定の消滅時効にかかるか否かが問われている。

【学説と判例】 遺留分減殺請求権の法的性質について、学説は三説に大別される。一説は、形成権Ⅱ物権的效果説と呼ばれるもので通説である。減殺請求権の行使により、対象財産の所有権が遺留分権利者に物権的に復帰すると考える。二説は、形成権Ⅱ債権的效果説と呼ばれる。減殺

請求権の行使の効果は、遺留分権利者に対象財産を取り戻す債権を発生させる。減殺請求権の行使があっただけでは、目的物の所有権はまだ相手方にあり、相手方は所有権を移転する債務を負うにすぎない。例外とされている価額弁償規定（民一〇四一条一項）が、実際には一般規定となり、受贈者および受遺者は遺留分権利者に金銭債権を与えて返還義務を免れていることに着目した見解である。三説は、請求権説とよばれるもので、遺留分減殺請求権を、文字どおりに請求権と解する。つまり、遺留分の侵害部分に相当する贈与・

## 判例131 所有権移転登記手続請求事件

【事実の概要】被相続人Aは、実子XとY、ならびに亡Bの代襲相続人を残し、昭和36年2月19日に死亡した。Yは、Aから本件不動産を含む全財産の包括遺贈を受けたので、Xに遺贈の事実を告げ、所有権移転登記手続に必要な書類に押印するよう求めたが、Xは拒絶した。そこで、X不知の間に、本件不動産についてYのための所有権移転登記を経由した。これを知ったXは、Yの依頼を受けてX方に来訪したCに対して遺留分減殺の意思表示をし、その後、遺留分減殺による持分6分の1の移転登記手続の訴えを提起した。Yは、減殺の意思表示後6か月以内に裁判上の請求をしていないから、減殺請求権は時効消滅したと争った。1審は、Xの請求を棄却。しかし、原審は、遺留分減殺請求権は形成権であって、いったん意思表示がなされた以上、法律上当然に、しかも確定的に減殺の効力が生じ、遺留分減殺請求権そのものは消滅するから、もはや減殺請求権について時効中断の観念を容れる余地はないと判示して、Yの抗弁を排斥した。Yが上告。

【争点】遺留分減殺請求権は、どのような性質の権利なのか。具体的には、形成権か、あるいは請求権か。

【判旨】上告棄却。「遺留分権利者が民法1031条に基づいて行う減殺請求権は形成権であって、その権利の行使は受贈者または受遺者に対する意思表示によってなせば足り、必ずしも裁判上の請求による要はなく、またいったん、その意思表示がなされた以上、法律上当然に減殺の効力を生ずるものと解するのを相当とする。従って、右と同じ見解に基づいて、被上告人が相続の開始および減殺すべき本件遺贈のあったことを知った昭和36年2月26日から1年以内である昭和37年1月10日に減殺の意思表示をなした以上、右意思表示により確定的に減殺の効力を生じ、もはや右減殺請求権そのものについて民法1042条による消滅時効を考える余地はないとした原審の判断は首肯できる」。

〔最判昭41・7・14民集20巻6号1183頁〕

遺贈物を取り戻す返還請求権、または、相手方からの履行請求に対する拒絶権にすぎない。この問題に関して、これまで判例は、一貫した法的構成を採っていたとはいえず、ただ、減殺請求後に第三者に譲渡された目的不動産を對抗問題として処理した最判昭三五・七・一九（本書132事件）

が、通説的見解を前提にしたと解されてきた（南方暁・判百家族(4)二三五頁参照）。

【解説】判例131は、減殺請求権の性質を形成権と解し、その権利行使は、相手方に対する意思表示で十分であり、裁判上の請求は不要とする。そして、いったん意思表示がなされた

以上、法律上当然に減殺の効果が生じ、それ以後は消滅時効を考える必要はないという。このように、最高裁は、遺留分減殺請求権の法的性質が形成権であり、かつ物権的効果をもつことを明らかにした。

【関連判例】減殺請求権と返還請求権はそれぞれ別個の期間制限に服することを宣言し、学説にいうところの二段構成を採用することを明らかにした、最判昭五七・三・四（本書134事件）。

### 【参考文献】

泉久雄・判百

家族(2)二八七頁、島田禮介・判百家族(3)二六〇頁、瀬川信久・民法の争点I二五六頁、星野英一他編「民法講座7」四七二頁（伊藤昌司）、川島武宣・法協八四巻六号五〇頁、「家族法大系Ⅶ」二七五頁（横悌次）。

〔千藤洋三〕

## 遺留分減殺請求と民法一七七条

【設例】 Aには二人の娘XとBがいたが、Aは生前に、唯一の財産である本件不動産をBに生計の資本として贈与し、所有権移転登記を了していた。A死亡後、Xが遺留分減殺の意思表示を行ったにもかかわらず、Bは本件不動産を、Xに損害を加えることを知っていたYに売却した。そこでXは、遺留分減殺を請求原因として、売買によるY名義の所有権移転登記の抹消を求めた。Xの抹消請求は認められるか。

【設例の狙い】 遺留分権利者は、遺留分減殺の意思表示後に贈与不動産を譲り受けた悪意の第三者に対して、さらに減殺請求できるか、できないとすれば、遺留分権利者と第三者とはどのような法的関係になるか、が問われている。

【学説と判例】 遺留分権利者は、取引の安全のため、減殺の意思表示前に受贈者から減殺対象的物を譲り受けた第三者に対して減殺請求権を行使できず、受贈者に対してのみ価額の返還を請求しうるにとどまる（民・〇四〇条一項本文）。受贈者の善意や悪意、譲渡の有償や無償を問

われない。受贈者が無資力のため弁償できないときには、遺留分権利者が損失を負担することになる（民・〇三七条）。ただし、第三者が悪意の場合には、この者に直接に減殺請求することが許されるが（民・〇四〇条一項但書。なお、本規定は贈与目的物を対象としているが、遺贈にも類推適用される）、受贈者の無資力を要件とするか否かについて学説は分かれる。なお、第三者は、価額弁償により現物返還義務を免れうる（民・〇四一条二項）。

問題は、民法一〇四〇条一項但書が減殺後の譲受人にも適用されるか

否かである。通説は、減殺請求権の法的性質を形成権＝物権的効果説と解し、その当然の帰結として、登記の一般理論により、遺留分権利者と減殺後の譲受人の関係は対抗問題として処理されるべきだという。つまり、先に登記をしたほうが勝ちとする。これに対しては、請求権説から、民法一〇四〇条一項但書規定が適用されるべきであるとの批判や、減殺権の性質論とは無関係に民法一〇四〇条一項但書の問題として処理すべきだとの意見があり、また、第三者が悪意の場合には遺留分権利者は登記なしに共有持分の取得を対抗でき

## 判例132 土地建物所有権移転登記等請求事件

【事実の概要】Aの相続人は、長女X<sub>1</sub>とその夫である婿養子X<sub>2</sub>（原告・被控訴人・被告人）、次女Bとその夫である婿養子C夫婦を代襲した孫D、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>の計5名であった。Aは生前に、Dに不動産を贈与し登記がなされた後の昭和25年1月に死亡したが、同年7月にDも死亡し、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>がDを相続し、昭和26年12月に当該不動産をY<sub>3</sub>に売却し移転登記を了した。X<sub>1</sub>は昭和25年2月に、またX<sub>2</sub>は同年5月に、それぞれ減殺の意思表示をし、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に対し移転登記の抹消等を請求した。

【争点】遺留分権利者は、減殺請求後に減殺の対象物が第三者に譲渡されたとき、転得者である第三者に対し減殺請求をすることが許されるか。また、転得者に対する減殺請求権の消滅時効の起算点は、減殺すべき贈与を知った時か、譲渡を知った時か。

【判旨】上告棄却。①受贈者に対し減殺請求をしたときは、その後に受贈者から贈与の目的物を譲り受けた者に対してさらに減殺の請求をすることはできない。②受贈者から贈与の目的物を譲り受けた者に対する減殺請求権の1年の消滅時効の期間は、遺留分権利者が相続の開始と贈与のあったことを知った時から起算すべきである。

〔最判昭35・7・19民集14巻9号1779頁〕

るが、善意の場合には一〇四〇条一項を類推して受贈者へのみ価額弁償を求めるとの解釈論が展開されている（中川善之助・泉久雄・後掲）。判例132は、形成権Ⅱ物権の効果説の立場で、対抗関係になると判示した。

【解説】 通説・判例の立場によれば、YがXの減殺を知りながら譲受人になつた場合には、XとYの優劣は、登記の先後で決せられることになる。つまり、贈与行為が減殺の意思表示

により遺留分の限度で失効し、Xに共有持分権が復帰する。そして、Xは、早く登記をすべきだったのに懈怠したため、先に登記をしたYに負けるということになる。しかし、減殺により贈与行為は失効することから、Bは減殺部分について完全な無権利者で、Yは無権利者からの譲受人ということになり、登記に公信力がない結果、Xは登記がなくてもYに対抗できるとの考えも成り立たな

いわけではない。ともあれ、単なる意思表示にすぎない減殺請求権行使の前後により、一方では民法一〇四〇条一項但書で、他方では登記の対抗力で解決する実質的必要性はないとの批判にも、理あるといえよう。

いずれにせよ、設例の場合、XはYに対して遺留分減殺請求を行うことはできず、したがって、Xの抹消請求は認められない。

【関連判例】 最高裁は、後に、遺留分権利者と減殺請求後の譲受人との関係は、民法一七七条による登記の有無によって決定されることを明確に述べた（最判昭四・七・一四民集一〇巻六号・八三頁〔本書131事件〕）。

【参考文献】 高木多喜男・判百家族

(2)二九一頁、滝沢律代・判百家族(3)

二六二頁、福地陽子・神戸一〇巻・

号八四頁。中川善之助・泉久雄「相

続法」第三版六一九頁以下。

〔千藤洋三〕



## 価額弁償

【設例】 Aは、次男Yに全財産を遺贈する旨の公正証書遺言を残して死亡した。そこで、長男Xは、滅殺の意思表示を行い持分権移転登記手続等の訴えを提起した。Yは、控訴審の最中に価額による弁償を申し出た。弁償額の算定基準時を控訴審口頭弁論終結時と主張したXに対して、相続開始時と主張したYのいずれの主張が妥当か。なお、両時点間に土地価額は三倍に高騰していたものとする。

【設例の狙い】 民法一〇四・条・項によれば、受贈者および受遺者は、贈与または遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。原則は現物返還ではあるものの、金銭返還を認めることにより、遺留分権利者との利害の調和を図っている。いずれを採るかは返還義務者である受贈者・受遺者の選択によるが、金銭返還のほうが取引安全の要請にかなうものといえよう。問題は、弁償額の算定基準時を何時に求めるかである。遺留分額の算定は相続開始時を基準にしなければならぬが（民一〇二九条一

項）、現実の価額弁償時との間に時間的な隔たりが生じるのが通例であり、その間に物価変動があれば、当事者にとり大きな利害得失となりうる。【学説と判例】 古い学説として、民法一〇四四条による九〇四条の準用を根拠とした相続開始時説があった（高津・郎ほか）。しかし、通説は、裁判の長期化、貨幣価値の変動、とりわけ土地価額の高騰などにより、金銭での返還を受けることになる遺留分権利者の立場に配慮して、判例<sup>133</sup>と同様に、事実審口頭弁論終結時説を採る。これに対して、不動産の鑑定を一定の基準時で評価すること

に疑問を呈し、裁判官の裁量により価額を定めるべきだとの批判的見解（内田貴・法協九五巻三号一六二頁）がみられる。なお、近時、最高裁は、受遺者の側の判断で弁償額を算定しなければならぬという問題点（額が少なれば価額弁償が無効とされる）を克服するために、受遺者に現物返還を命ずる一方、予め確定した価額を支払うときは返還債務を免れるという条件付き判決を下した（西田元・平九重判一五〇頁）。つまり、滅殺請求した遺留分権利者が遺贈目的物の返還を求める訴訟において、受遺者が事実審口頭弁論終結前に、

### 判例133 持分権移転登記等請求事件

【事実の概要】子X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>・Yら5名の相続人がいたAは、土地5筆を含む全遺産をYに遺贈する旨の公正証書遺言を残し死亡。Xらは滅殺請求し、Yに対し持分権移転登記手続等の訴えを提起した。Yは、2審係属中に土地2筆を他に売却し所有権移転登記を了したので、Xらは、2筆について価額弁償もしくは不法行為による損害賠償を求め、さらに残りの土地についてもYが価額弁償を申し出たので、訴えを変更した。2審口頭弁論終結時（昭和49年4月）の土地取引価額で価額弁償すべきとのXらの主張と、相続開始時（32年12月）というYの主張が対立。大阪高裁は、評価基準時を、公平の理念に照らし現実に弁償がなされる時、すなわち2審口頭弁論終結時としてXの請求を認容。Y上告。【争点】民法1041条でいう弁償価額算定の基準時が争点となった。相続開始時か事実審口頭弁論終結時かにより、土地価額が高騰（もしくは急落）している時には、損益が大きく分かれるからである。

【判旨】上告棄却。価額弁償制度が設けられた理由は、価額の弁償を認めても遺留分権利者の生活保障上支障を来すことにはならず、一方これを認めることによって、被相続人の意思を尊重しつつ、すでに目的物の上に利害関係を生じた受贈者または受遺者と遺留分権利者との利益の調和をも図ることができるにすぎず、価額弁償は目的物の返還に代わるものとしてこれと等価であるべきことが当然に前提とされているものと解されるので、価額算定の基準時は、現実に弁償がなされる時に最も接着した時点としての事実審口頭弁論終結の時である。

〔最判昭51・8・30民集30巻7号768頁〕

裁判所が定めた価額により民法・〇  
四一条の規定による価額弁償をなす  
べき旨の意思表示をした場合には、  
裁判所は、事実審口頭弁論終結時を  
算定の基準時として弁償すべき額を  
定めた上、受遺者が右の額を支払わ  
なかったことを条件として、遺留分  
権利者の目的物返還請求を認容すべ  
きであるとする（最判平九・二・二

五民集五一巻二号四八頁）。  
【解説】一九九〇年代のいわゆるバ  
ブル経済時にあつては、土地価額の  
急騰がもたらされ、設例のテーマと  
なっている価額弁償の基準時をどこ  
に求めるかは、当事者にとつて裁判  
の行方を決めかねないほどの重大な  
関心事であつた。土地価額が下落し  
続けている今日にあつては、かつて

の基準時点が立場により逆転して主  
張される状況にある。この意味から、  
基準時は個別具体的な事情に依じて  
裁判官の自由裁量により決められる  
べきであろう。その際に、形成権Ⅱ  
物権的效果説により、遺留分権利者  
に物権的に復帰した目的物の現物返  
還に代えて、遺留分権利者に金銭価  
額を弁償するわけだから、現物返還  
との等価性を重視すべきことはいう  
までもない。

【関連判例】現物返還を免れるため  
には、価額弁償の意思を表示しただ  
けでは足らず、現実に履行するか弁  
償の提供をしなければならぬとし  
た、最判昭五四・七・〇民集三三  
巻五号五六・三頁。

【参考文献】川口富男・ジュリ六二  
六号七八頁、辻朗・法時四九巻六号  
一一七頁、伊藤昌司・判百家族(3)  
六四頁、永田真三郎・民法の争点I  
二五四頁、内田貴・法協九五巻三号  
一五六頁。

〔千藤洋三〕

## 遺留分減殺請求権の消滅時効〔返還請求権消滅時効事件〕

【設例】 Aは、全財産を子Yに包括遺贈し、平成九年六月に死亡した。子Xは、翌年五月に遺留分があるので財産を分けて欲しいとYに伝えたが、Yが応じず、家庭裁判所の調停も不成立に終わった。そこでXは、平成一一年一月に本訴を提起したが、Yは、Xが本件遺贈を知ってからすでに一年が経過しているので返還請求権は時効により消滅していると主張した。いずれの主張が正当か。

## 【設例の狙い】 通説・判例は、遺留

分減殺請求権の法的性質について形成権Ⅱ物権の効果説を採っており、この説によれば、減殺請求権が行使されると、遺贈は遺留分を侵害する限度で失効し、受遺者が取得した権利は当然に遺留分権利者に帰属する。その結果、遺留分権利者は、目的物の返還請求権等を取得することになる。そうすると、民法一〇四二条でいう一年の消滅時効にかかるのは、減殺請求権そのものだけか、あるいは減殺請求権の結果生ずる返還請求権等も消滅時効にかかるのが、同条の解釈上問題となる。

## 【学説と判例】

判例134が出てくる前の学説は、対立状況にあった。形成権Ⅱ物権の効果説の立場に立ちながら、遺留分をめぐる紛争の早期解決のため、目的物の返還請求権等も一体となって一年の短期消滅時効にかかると解する説（高木多喜男・後掲）、形成権Ⅱ債権の効果説に立って、一年の期間制限を時効とみる説、一年の期間制限を除斥期間と解し返還請求権も除斥期間に服すると解する説など、いわゆる一段構成説と、形成権Ⅱ物権の効果説に立ちながら、返還請求権等が一年の短期消滅時効にかかるかすれば、遺留分権利者の保

護に欠けるとの二段構成を採る説（谷口知平・民商五六卷二号二五九頁）が対立状況にあった。この二段構成説によれば、遺留分権利者が有する財産返還請求権は、所有権に基づくため、いったん発生した以上は消滅することはないが、そうすると相手方が悪意の占有者となり、二〇年の取得時効が完成するまで返還義務を負うことになる。この結果は、一年という短期消滅時効ならびに一〇年の除斥期間を定めた民法一〇四二条の趣旨に著しく反することから、贈与や遺贈の原状回復は、その本質において不当利得の性質を有すると

### 判例134 所有権持分移転登記等請求事件

【事実の概要】被相続人Aは、昭和46年5月に、第1ないし第3の土地について、その持分3分の2をY（被告・控訴人・上诉人）に、持分3分の1をBに遺贈する旨の遺言を行い、昭和47年4月8日に死亡し、妻Bと長男Y、次男X（原告・被控訴人・被上诉人）、長女C、三男Dの計5名が相続人となった。Bもまた、Aから遺贈を受けた持分3分の1全部をYに遺贈する旨の遺言を行った後、昭和47年11月23日に死亡したので、結局、全土地をYが取得した。Xは、BのYに対する遺贈を知り、昭和48年5月に滅殺請求の意思表示をし、昭和50年4月11日に本訴を提起した。これに対して、Yは、民法1042条は滅殺請求権とその行使により生ずる返還請求権が一体として1年の消滅時効にかかることを規定したと解すべきであり、Xが本訴を提起して登記請求権などを行使したのは、遺贈があったことを知ってからすでに1年が経過した後であるから、滅殺請求権の行使によりXに帰属した返還請求権は時効消滅した、などと主張した。1・2審とも、1042条の1年の消滅時効にかかるのは滅殺請求権そのものだけであるとして、Yの主張を排斥した。Yが上告。

【争点】遺留分滅殺請求権の行使の効果として生じた財産返還請求権は、民法1042条にいう期間制限に服し、1年の短期時効によって消滅するのか。

【判旨】上告棄却。遺留分滅殺請求権の行使の効果として生じた目的物の返還請求権等は、民法1042条所定の消滅時効に服しない。

〔最判昭57・3・4民集36巻3号241頁〕

解し、目的物の返還請求権は、10年の消滅時効に服するという意見がみられる。これまでの判例は、滅殺請求後の目的物返還請求については、滅殺請求がなされた以上は別個の法理により決定するというもの（最判昭四一・七・一四〔本書131事件〕）であったが、判例134により、二段構成を採ることが明らかとなった。

【解説】遺留分滅殺請求権は、当事者間の権利関係を早期に安定させるために、一年という短期時効により消滅し、また一〇年の除斥期間に服する（民一〇四二条）。問題となるのは、この規定が、滅殺により遺留分権利者に帰属した財産返還請求権にどこまで及ぶかという点である。返還請求権が一年の短期消滅時効にか

かるとすれば、遺留分権利者に酷な結果をもたらすことになりかねない。また、返還請求権がいつまでも行使しうるといっても、法的関係の安定を損なう。そこで、贈与や遺贈の原状回復は、本質において不当利得としての性質を有することから、返還請求権は、一〇年の消滅時効に服するとの説（中川善之助Ⅱ泉久雄・後掲）が妥当であろう。

【関連判例】最判昭四一・七・一四民集二〇巻六号一一八三頁（本書131事件）、最判昭五一・八・三〇民集三〇巻七号七六八頁（本書133事件）。

【参考文献】吉田邦彦・法協一〇一卷二号一一九頁、半田吉信・判タ五〇五号一五五頁、中川淳・判評二九三号四四頁、副田隆重・昭五七重判九五頁、清永利亮・ジュリ七六九号一〇四頁。高木多喜男「総合判例研究叢書民法」一六七頁、中川善之助Ⅱ泉久雄「相続法」第三版六三二頁。

〔千藤洋三〕

## 包括遺贈の減殺と遺留分権利者に帰属する権利の性質

【設例】 Aは、長女Xと次女Yのうち、Yに不動産を含む全財産を包括遺贈して死亡した。Yは、遺贈を登記原因として本件不動産の所有権移転登記を了した。そこでXは、減殺請求の意思表示を行い、当該不動産上に四分の一の共有持分を有するとして、所有権の一部移転登記手続を求めた。これに対しYは、Xに取り戻された財産は相続財産に復帰し、遺産分割の対象になるので、家庭裁判所で解決されるべきであると主張。いずれの主張が正当か。

## 【設例の狙い】 遺留分減殺請求の結果、

遺留分権利者に取り戻された財産は、相続財産としての性質を有するのか、それとも物権法上の共有としての性質を有するのか、が問題の趣旨である。前者であれば、家庭裁判所の遺産分割手続の対象となる。

後者であれば、民事訴訟手続の対象となり、地方裁判所で争われる。このように、手続において大きな差を生ずるので、いずれであるかは、当事者にとって重要なことになる。なお、設例は包括遺贈があったケースであり、包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有するものとされて

いる（民九九〇条）。そうすると、遺言による相続分の指定（民九〇二条）に対する遺留分減殺請求がなされたときの法律関係と同様に、減殺請求によつて修正された相続分に従つて、遺産分割手続をとることが必要ではないか、とも考えられる。

## 【学説と判例】 形成権Ⅱ物権的效果

説を前提とすれば、減殺請求権が行使されると、対象財産が遺留分権利者に遺産分割合に依じて取り戻される。この取戻財産の扱いに関して、学説は分かれている。一説は、取戻財産は共同相続財産に復帰し、遺産として遺産分割の対象となつるとする

（審判説）。遺留分権利者は価額弁償

（民一〇四一条）で満足しなければならぬことなどが理由となつている。

二説は、取戻財産は遺留分権利者に物権的に帰属し、受贈者・受遺者との共有関係を解消するには、共有物分割訴訟によるべきだとする（訴訟説）。遺留分に関する訴訟は民事訴訟法に規定（民訴五条）されていること、減殺請求は、遺留分権利者個人の遺留分を保全する限度でのみ認められていること（民一〇三一条）などが根拠となつている。とりわけ、この考えは、すでに特定遺贈で採用されていたもので、全部包括遺贈を

### 判例135 遺留分減殺請求事件

【事実の概要】 Aは、全財産を子Y（被告・被控訴人・上诉人）に包括遺贈し、昭和62年7月に死亡し、妻BおよびX（原告・控訴人・被上诉人）ら6人の子が相続した。Yは、遺贈を登記原因として本件不動産の所有権移転登記を了した。Xは、同年11月に減殺請求を行ったが、直後にYは、本件不動産中の甲不動産を訴外Cほかに売却し移転登記を了した。そこでXは、甲を除く本件不動産につき遺留分割合に相当する24分の1の共有持分の所有権一部移転登記手続、ならびに甲不動産売買が共有持分権を侵害し不法行為を構成するとして、売却代金の24分の1の額の損害賠償を請求。1審では、包括遺贈の減殺請求の場合、個々の遺産の具体的帰属を確定するには遺産分割手続が必要との理由でX敗訴。2審では、遺産分割前の遺産共有状態中でも、相続人は個々の不動産につき相続人全員の各相続分に従った共同相続登記を受けることができるとしてX勝訴。Yが上告。

【争点】 遺留分権利者が包括遺贈を減殺請求し対象不動産を取り戻すには、遺産分割手続と訴訟手続のいずれで行うべきかが争われたが、包括遺贈の性質論とも絡む。

【判旨】 上告棄却。「遺言者の財産全部についての包括遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合に遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しない」。

〔最判平8・1・26民集50巻1号132頁〕

相続分の全部指定とみないで、特定遺贈の集合体とみる見方に立つと、全部包括遺贈に対する遺留分減殺請求の場合も、特定遺贈のときと同様に考えることになるといわれている（島田充子・後掲）。最近では、訴訟説をベースに、当事者全員の合意により遺産分割の対象とした場合には遺産手続によることができるとする説が登場し、有力となっている（松

原正明）。裁判例は、審判説と訴訟説のいずれの立場もみられ、統一が望まれていた。

【解説】 判例135は、訴訟説の立場を明らかにした。判旨によれば、特定遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合に遺留分権利者となる相続財産としての性質を有し

ついでに包括遺贈は、遺贈の対象となる財産を個々の掲記する代わりにこれを包括的に表示する実質を有するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではない」という。これに対しては、特定遺贈の場合には債務の遺贈はありえないが、包括遺贈では債務をも承継することから、両者は本質的に異なるのであって、理論的におかしいと批判されよう（佐藤義彦・判タ九九九号八三頁参照）。特別受益や寄与分等との問題も併せて、家庭裁判所での遺産分割に委ねるほうがベターであるように思われる。

【関連判例】 東京高判平四・九・二九判時一四四〇号七五頁。

【参考文献】 島田充子・判タ九四五号二〇〇頁、伊藤昌司・平八重判八八頁、高木多喜男・リマークス一四号八〇頁、八尾和子・家月四九巻七号一頁、床谷文雄・判評四〇二号四四頁。

〔千藤洋三〕